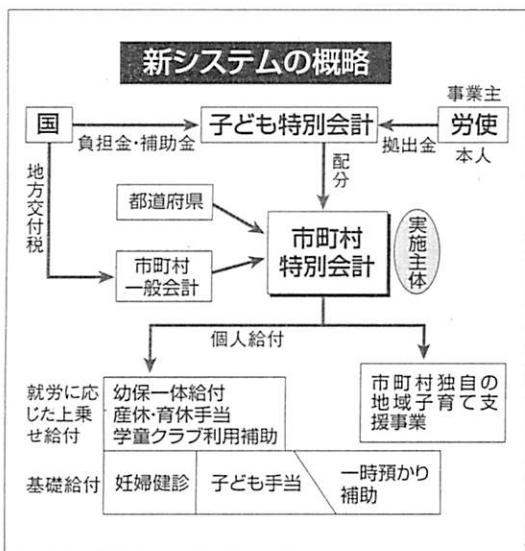


「子育て新システム」って何?

保育提供の公的責任放棄



「幼保一体給付」の対象サービス

- こども園
- 小規模保育
- ①家庭的保育（保育ママ）
- ②居宅訪問型保育
- ③こども園連携型小規模保育
- ④多機能型小規模保育
- 短時間利用者向け保育
- 早朝・夜間・休日保育
- 事業所内保育
- 広域保育
- 病児・病後児保育

現在の制度では、私立
変わる財政措置

市場化で何がおきるか

排除される低所得層

新システムでは、行政は、保育の必要時間を認定しますが、入所できる保育施設を見つけて契約するには保護者の自己責任です。施設が足りず、入れる施設がなければ、必要な量の認定は「絵にかいたモチ」です。保育料は保育サービス

の対価なので、利用時間は、保育料が払えなければなりません。長時間預けなければならぬ場合、保育料が非常に高くなり、低所得層などで必要な保育が受けられない場合も起きます。現行制度では、所得に応じた保育料であるうえ、何らかの事情で滞納しても退所せられることがあります。保育料の運営費は公的に保障されます。

しかしながら、保育料に対する必要性は、保育で利益が

菅内閣は、現行の保育制度や幼稚園の制度を根底からつくり替える「子育て新システム」（6月に基本制度案要綱を閣議決定）について、来年の通常国会に法案を出すとしています。現在、内閣府を中心に制度の詳細が検討されています。作業チームに検討課題として示された案をみます。

現物サービスの保障なし

保育の質の悪化招く

新システムとは

現在、幼稚園への助成、保育所運営費の支出など子どもにかかる施策

は、それぞれの制度などに国や都道府県が負担金を出していま

す。市町村は、乳児手当

や補助金を支出しています。

市町村は、乳児手当

や補助金を支出しています。

市町村は、乳児手当